

○農業協同組合法施行細則

昭和39年3月6日

規則第13号

農業協同組合法施行細則をここに公布する。

農業協同組合法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔昭和50年規則56号・62年40号〕)

第1条の2 削除

(削除〔平成18年規則106号〕)

(組合員以外のものである貸付限度の特例の指定申請)

第1条の3 農業協同組合及び農業協同組合連合会（県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び県の区域又はその区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。以下「組合」という。）は、法第10条第18項の規定による指定を受けようとするときは、員外貸付限度特例指定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(追加〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成11年規則78号・16年28号・17年10号・18年98号・106号・22年22号〕)

(信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認申請等)

第1条の4 組合は、法第11条第1項の規定により信用事業規程の承認を申請しようとするときは、信用事業規程設定承認申請書（様式第1号の2）を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

2 組合は、法第11条第3項の規定により信用事業規程の変更の承認を申請しようとするときは、信用事業規程変更承認申請書（様式第1号の3）を所管する局長に提出しなければならない。

3 組合は、法第11条第3項の規定により信用事業規程の廃止の承認を申請しようとするときは、信用事業規程廃止承認申請書（様式第1号の4）を所管する局長に提出しなければならない。

4 組合は、法第11条第4項の規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、信用事業規程変更届（様式第1号の5）を所管する局長に提出しなければならない。

5 組合は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵

省・農林水産省令第1号)第7条第2項に規定する信用事業方法書の制定、変更又は廃止の届出をしようとするときは、信用事業方法書制定(変更、廃止)届(様式1号の6)を所管する局長に提出しなければならない。

(追加〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成18年規則98号・106号・19年52号・22年22号〕)

(同一人に対する信用供与等限度額超過の承認申請)

第1条の5 組合は、法第11条の8第1項ただし書の規定により同一人に対する信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしようとするときは、信用供与等限度額超過承認申請書(様式第1号の7)に信用供与等限度額超過内訳表(様式第1号の8)を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(追加〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成10年規則62号・11年78号・17年10号・18年98号・106号・19年52号・28年47号〕)

(共済規程の設定、変更又は廃止の承認申請等)

第2条 組合は、法第11条の17第1項の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、共済規程設定承認申請書(様式第2号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 組合は、法第11条の17第3項の規定により共済規程の変更の承認を申請しようとするときは、共済規程変更承認申請書(様式第2号の2)を所管する局長に提出しなければならない。

3 組合は、法第11条の17第3項の規定により共済規程の廃止の承認を申請しようとするときは、共済規程廃止承認申請書(様式第3号)を所管する局長に提出しなければならない。

4 組合は、法第11条の17第4項の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、共済規程変更届(様式第3号の2)を所管する局長に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和40年規則50号・49年8号・50年56号・61年56号・62年40号・平成6年113号・17年10号・18年98号・19年52号・28年47号〕)

第3条 削除

(削除〔昭和62年規則40号〕)

(信託規程の設定、変更又は廃止の承認申請等)

第4条 農業協同組合(県の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下同じ。)は、法第11条の42第1項の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、信託規程設定承認申請書(様式第4号)を所管する局長に提出しなければならない。

- 2 農業協同組合は、法第11条の42第3項の規定により信託規程の変更の承認を申請しようとするときは、信託規程変更承認申請書（様式第5号）を所管する局長に提出しなければならない。
- 3 農業協同組合は、法第11条の42第4項の規定により信託規程の変更又は廃止の届出をしようとするときは、信託規程変更（廃止）届（様式第6号）を所管する局長に提出しなければならない。

（一部改正〔昭和40年規則50号・46年4号・61年56号・62年40号・平成6年113号・17年10号・18年98号・28年47号〕）

（検査役等の選任の申立て等）

第5条 法第11条の45の規定により、次に掲げる申立て等をしようとする者は、信託法に基づく申立書（様式第7号）を所管する局長に提出しなければならない。

- （1） 信託法（平成18年法律第108号）第46条第1項、第62条第4項（同法第129条第1項、第135条第1項及び第142条第1項において準用する場合を含む。）、第123条第4項又は第131条第4項の規定に基づく検査役、新受託者、新信託管理人、新信託監督人、新受益者代理人、信託管理人又は信託監督人の選任の申立て
- （2） 信託法第57条第2項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の辞任の許可の申請
- （3） 信託法第58条第4項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第128条第2項、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託管理人、信託監督人又は受益者代理人の解任の申立て
- （4） 信託法第63条第1項又は第74条第2項の規定に基づく信託財産管理命令又は信託財産法人管理命令の申立て
- （5） 信託法第64条第6項（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）の規定による信託財産管理命令又は信託財産法人管理命令の登記又は登録の抹消の嘱託の申立て
- （6） 信託法第66条第2項（同法第73条及び第74条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく2人以上の信託財産管理者、受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人の単独の職務の遂行又は単独の分掌の許可の申請

- (7) 信託法第66条第4項(同法第73条及び第74条第6項において準用する場合を含む。)の規定による信託財産管理者、受託者の職務を代行する者又は信託財産法人管理人の行為の許可の申請
- (8) 信託法第150条第1項の規定に基づく特別の事情による信託の変更の申立て
- (9) 信託法第165条第1項の規定に基づく特別の事情による信託の終了の申立て
(一部改正〔昭和62年規則40号・平成6年113号・17年10号・18年98号・20年47号・22年22号・28年47号〕)

第6条及び第7条 削除

(削除〔平成20年規則47号〕)

(宅地等供給事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認申請等)

第8条 組合は、法第11条の48第1項の規定により宅地等供給事業実施規程の承認を申請しようとするときは、宅地等供給事業実施規程設定承認申請書(様式第11号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 組合は、法第11条の48第3項の規定により宅地等供給事業実施規程の変更の承認を申請しようとするときは、宅地等供給事業実施規程変更承認申請書(様式第12号)を所管する局長に提出しなければならない。

3 組合は、法第11条の48第4項の規定により宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出をしようとするときは、宅地等供給事業実施規程変更(廃止)届(様式第13号)を所管する局長に提出しなければならない。

(追加〔昭和49年規則8号〕、一部改正〔昭和61年規則56号・62年40号・平成6年113号・17年10号・18年98号・20年47号・28年47号〕)

(農業経営規程の設定、変更又は廃止の承認申請等)

第8条の2 組合は、法第11条の51第1項の規定により農業経営規程の承認を申請しようとするときは、農業経営規程設定承認申請書(様式第14号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 組合は、法第11条の51第3項の規定により農業経営規程の変更の承認を申請しようとするときは、農業経営規程変更承認申請書(様式第15号)を所管する局長に提出しなければならない。

3 組合は、法第11条の51第4項の規定により農業経営規程の変更又は廃止の届出をしようとするときは、農業経営規程変更(廃止)届(様式第16号)を所管する局長に提出しなければならない。

(全部改正〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成17年規則10号・18年98号・20年47号・28年47号〕)

(一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任及び役員の選挙又は選任のための総会招集の請求)

第9条 組合の組合員又は会員(以下「組合員」という。)その他の利害関係人は、法第40条第1項の規定に基づき、一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、一時理事(監事)の職務を行うべき者選任(役員選挙(選任)総会招集)請求書(様式第18号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 組合員その他の利害関係人は、法第40条第3項の規定に基づき、一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、一時代表理事の職務を行うべき者選任請求書(様式第18号の2)を所管する局長に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和50年規則56号・62年40号・平成5年39号・17年10号・18年98号・106号・22年22号〕)

(定款変更の認可申請等)

第10条 組合は、法第44条第2項の規定により定款の変更の認可を申請しようとするときは、定款変更認可申請書(様式第19号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 組合は、法第44条第4項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、定款変更届(様式第19号の2)を所管する局長に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和46年規則4号・61年56号・62年40号・平成18年98号・19年52号〕)

(信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請)

第10条の2 組合は、法第50条の2第3項の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可を申請しようとするときは、信用事業譲渡認可申請書(様式第19号の3)又は信用事業譲受け認可申請書(様式第19号の4)を知事に提出しなければならない。

(追加〔平成14年規則41号〕、一部改正〔平成18年規則98号・19年52号・22年22号〕)

(信用事業の譲渡の届出)

第10条の3 組合は、法第50条の2第7項の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、当該譲渡をした日から2週間以内に、信用事業譲渡届(様式第19号の5)を知事に提出しなければならない。

(追加〔平成5年規則39号〕、一部改正〔平成10年規則62号・14年41号・17年10号・18年98号・106号・19年52号・22年22号〕)

(共済事業の譲渡等の届出)

第10条の4 組合は、法第50条の4第5項の規定により共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、当該譲渡又は移転をした日から2週間以内に、共済事業譲渡（共済契約移転）届（様式第19号の6）を所管する局長に提出しなければならない。

(追加〔平成5年規則39号〕、一部改正〔平成10年規則62号・14年41号・17年10号・18年98号・19年52号〕)

(業務報告書等の提出等)

第10条の5 組合は、法第54条の2第1項又は第2項の規定による業務報告書を作成したときは、決算に係る総会終了後2週間以内に所管する局長（法第10条第1項第3号の事業を行う組合にあつては、知事。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。

2 組合は、前項の規定による業務報告書の提出の延期を申請しようとするときは、業務報告書提出延期承認申請書（様式第19号の7）を局長等に提出しなければならない。

(追加〔平成11年規則78号〕、一部改正〔平成14年規則41号・17年10号・18年98号・19年52号・22年22号〕)

(設立認可の申請)

第11条 組合の発起人は、法第59条第1項の規定により設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書（様式第20号）を局長等に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和62年規則40号・平成18年98号・19年52号・22年22号〕)

(解散認可の申請)

第12条 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合は、法第64条第2項の規定により解散の決議の認可を申請しようとするときは、解散認可申請書（様式第21号）を局長等に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和46年規則4号・50年56号・51年35号・61年56号・62年40号・平成14年41号・18年98号・22年22号・28年47号〕)

(合併認可の申請)

第13条 組合は、法第65条第2項の規定により合併の認可を申請しようとするときは、合併認可申請書（様式第22号）を局長等に提出しなければならない。

2 法第66条第1項の規定により合併によって組合を設立し、その認可を申請しようとするときは、同項の規定による組合の設立委員（以下「設立委員」という。）は、新設合併認可申請書（様式第23号）を局長等に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和46年規則 4 号・50年56号・62年40号・平成18年98号・22年22号〕)

(合併に伴う信用事業規程等の承認申請)

第14条 設立委員は、法第11条第1項の規定により信用事業規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う信用事業規程設定承認申請書(様式第23号の2)を所管する局長に提出しなければならない。

2 設立委員は、法第11条の17第1項の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う共済規程設定承認申請書(様式第24号)を所管する局長に提出しなければならない。

3 設立委員は、法第11条の42第1項の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う信託規程設定承認申請書(様式第25号)を所管する局長に提出しなければならない。

4 設立委員は、法第11条の48第1項の規定により宅地等供給事業実施規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う宅地等供給事業実施規程設定承認申請書(様式第26号)を所管する局長に提出しなければならない。

5 設立委員は、法第11条の51第1項の規定により農業経営規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う農業経営規程設定承認申請書(様式第27号)を所管する局長に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和40年規則50号・46年 4 号・50年56号・61年56号・62年40号・平成6年113号・10年62号・17年10号・18年98号・106号・19年52号・28年47号〕)

(農事組合法人の定款変更、成立、解散又は合併の届出)

第15条 農事組合法人(県の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下同じ。)は、法第72条の29第2項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、農事組合法人定款変更届(様式第28号)を所管する局長に提出しなければならない。

2 農事組合法人は、法第72条の32第4項の規定により成立の届出をしようとするときは、農事組合法人成立届(様式第29号)に農事組合法人調書(様式第30号)を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

3 農事組合法人は、法第72条の34第2項の規定により解散の届出をしようとするときは、農事組合法人解散届(様式第31号)を所管する局長に提出しなければならない。

4 農事組合法人は、法第72条の35第3項の規定により合併の届出をしようとするときは、農事組合法人合併届(様式第32号)を所管する局長に提出しなければならない。

(一部改正〔昭和46年規則 4 号・61年56号・62年40号・平成14年41号・18年98号・

28年47号〕)

(組織変更の届出)

第15条の2 出資組合(法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合を除く。)又は出資農事組合法人は、法第73条の10の規定により組織変更の届出をしようとするときは、出資組合(出資農事組合法人)組織変更届(様式第33号)を所管する局長に提出しなければならない。

(追加〔平成28年規則47号〕)

(農事組合法人の組合員の一時理事の職務を行うべき者の選任請求)

第16条 第9条の規定は、農事組合法人の組合員又は利害関係人が法第72条の22の規定により、一時理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとする場合に準用する。

(一部改正〔平成20年規則84号・28年47号〕)

(検査の請求及び決議、選挙又は当選の取消請求)

第17条 組合員は、法第94条第1項に規定する検査を請求しようとするときは、検査請求書(様式第34号)を知事に提出しなければならない。

2 組合員は、法第96条に規定する決議(創立総会における決議を含む。)又は選挙若しくは当選の取消しを請求しようとするときは、決議(選挙、当選)取消請求書(様式第35号)を局長等に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、県の区域を地区とする農業協同組合連合会の会員が、検査の請求及び決議又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとする場合に準用する。

(一部改正〔昭和46年規則4号・50年56号・62年40号・平成14年41号・18年98号・22年22号・28年47号〕)

(農業経営受託規程の設定、変更又は廃止の報告)

第17条の2 農業協同組合は、法第10条第2項に規定する事業に関する規程(以下「農業経営受託規程」という。)を設定したときは、2週間以内に、次の書類を添えて、その旨を所管する局長に報告しなければならない。

(1) 農業経営受託規程の謄本

(2) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

2 農業協同組合は、農業経営受託規程を変更したときは、2週間以内に、次の書類を添えて、その旨を所管する局長に報告しなければならない。

(1) 変更に係る新旧条文の抄本

(2) 変更理由書

(3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

3 農業協同組合は、農業経営受託規程を廃止したときは、2週間以内に、次の書類を添えて、その旨を所管する局長に報告しなければならない。

(1) 廃止理由書

(2) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

(追加〔昭和46年規則4号〕、一部改正〔昭和50年規則56号・62年40号・平成18年98号〕)

(役員の改選の請求等についての報告)

第18条 組合は、次に掲げる請求を受けたときは、直ちに、その旨及び当該請求に対する措置方針を所管する局長に報告しなければならない。

(1) 法第38条第1項の規定に基づく役員改選請求

(2) 法第38条第2項の規定に基づく理事解任請求

(3) 法第43条第1項の規定に基づく参事又は会計主任の解任請求

(4) 法第43条の3第2項の規定による総会招集請求

(一部改正〔平成5年規則39号・10年62号・18年98号〕)

(総会又は総代会の終了の報告等)

第19条 組合は、総会又は総代会が終了したときは、終了した日から2週間以内に、総会又は総代会の議事録の謄本及び議案を添えてその旨を局長等に報告しなければならない。

2 組合は、前項の議案のうち、事業計画書の提出の延期を申請しようとするときは、事業計画書提出延期承認申請書(様式第36号)を所管する局長に提出しなければならない。

3 組合は、定款に定める通常総会又は通常総代会の開催時期に通常総会又は通常総代会を招集することができないときは、あらかじめその理由及び開催予定年月日を所管する局長に届け出なければならない。

(一部改正〔昭和46年規則4号・平成5年39号・10年62号・17年10号・18年98号・19年52号・22年22号〕)

第20条 削除

(削除〔平成10年規則62号〕)

(代表理事等に関する届出)

第21条 組合は、組合を代表する理事又は常務に従事する理事を定めたときは、2週間以内に、就任年月日、その役別、氏名、住所及び経歴の概要を所管する局長に報告しなければならない。

- 2 組合は、組合を代表する理事又は常務に従事する理事が退任したときは、2週間以内に、退任年月日、その役別、氏名、及び退任の理由を所管する局長に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定は、組合が法第30条第14項の規定による監事若しくは常勤の監事を定めた場合又はそれらの者が退任した場合に準用する。
- 4 法第30条の2第5項の組合にあっては、第1項及び第2項の規定は、経営管理委員を定めた場合又はそれらの者が退任した場合に準用する。

(一部改正〔平成5年規則39号・10年62号・18年98号・19年52号・22年22号・28年47号〕)

(参事、会計主任等に関する届出)

第22条 組合は、参事又は会計主任を選任又は解任したときは、2週間以内に、その職別、氏名及び住所を所管する局長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出が参事に係るときは、選任又は解任の登記年月日をあわせて届け出なければならない。

(一部改正〔平成18年規則98号・22年22号〕)

第23条 削除

(削除〔平成10年規則62号〕)

(監査に関する報告)

第24条 組合は、監事が組合の財産又は事務の執行状況を監査したときは、2週間以内に監査書の写しを添えて、監査に対する組合の措置方針を局長等に報告しなければならない。

- 2 組合の監事は、組合の監査をした場合に組合の財産又は業務執行の状況に不適正な点があることを発見したときは、直ちに、それらの事項を局長等に報告しなければならない。

(一部改正〔平成18年規則98号・106号・22年22号〕)

第25条 削除

(削除〔令和4年規則25号〕)

(登記に関する報告)

第26条 組合は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その日から2週間以内に、その旨を記載した書類に当該各号に掲げる書類を添えて、局長等に報告しなければならない。

- (1) 設立の登記をしたとき 登記事項証明書
- (2) 合併の登記をしたとき 登記事項証明書、合併に伴う事務引継書の写し及び事務引継ぎについての監事の証明書
- (3) 解散の登記をしたとき(法第64条第1項第2号、第3号及び第4号並びに同条第5

項の規定により解散した場合を除く。) 登記事項証明書(解散年月日並びに代表清算人の氏名及び住所を記載したもの。次条第1項第2号において同じ。)

- 2 農事組合法人は、清算終了の登記をした場合は、その日から2週間以内に、その旨を記載した書類に登記事項証明書(清算終了年月日並びに清算人の氏名及び住所を記載したもの)及び清算総会議事録の謄本を添えて、所管する局長に報告しなければならない。

(一部改正〔昭和46年規則4号・平成5年39号・10年62号・14年41号・18年98号・106号・22年22号・28年47号〕)

(解散届)

第27条 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合は、法第64条第1項第3号若しくは第4号又は同条第5項の規定により解散したときは、2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を局長等に届け出なければならない。

(1) 解散理由書

(2) 登記事項証明書

(3) 代表清算人の氏名、住所及び経歴の概要を記載した書類

(4) 出資組合にあつては最近の財産目録及び貸借対照表、非出資組合にあつては最近の財産目録

(5) 法第64条第1項第3号の規定による解散の場合にあつては破産手続開始決定裁判書の謄本、同条第5項の規定による解散の場合にあつては解散当時の正組合員数についての監事の証明書

- 2 法第10条第1項第10号の事業又は同条第3項の事業(以下「信託事業」という。)を行う組合が法第64条第1項第3号若しくは第4号又は同条第5項の規定により解散したときは、前項の届出書に、同項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 法第10条第1項第10号の事業を行う組合にあつては、届出の時の共済契約保有高及びその処理計画

(2) 信託事業を行う組合にあつては、届出の時の信託契約保有高及びその処理計画

- 3 組合(第1項の組合を除く。次条において同じ。)は、法第64条第1項第1号又は第5項の規定により解散したときは、2週間以内に第1項第1号から第4号までに掲げる書類及び解散当時の正組合員数についての監事の証明書(同条第5項の規定による解散の場合に限る。)を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

(一部改正〔昭和46年規則4号・62年40号・平成5年39号・14年41号・16年110号・

18年98号・106号・22年22号・28年47号〕)

(継続届)

第27条の2 組合は、法第64条の3第1項の規定により継続したときは、2週間以内に総会の議事録の謄本又は抄本を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

(追加〔平成28年規則47号〕)

(代表清算人等の就職届)

第28条 組合又は農事組合法人は、法第95条の2の規定により解散を命ぜられたときは、遅滞なく代表清算人（農事組合法人にあつては、清算人。以下同じ。）の就職登記を行い、その登記終了後2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を局長等に届け出なければならない。

(1) 登記事項証明書（代表清算人の就職年月日、氏名及び住所を記載したもの）

(2) 第27条第1項第3号及び第4号に掲げる書類

2 法第10条第1項第10号の事業又は信託事業を行う組合が法第95条の2の規定により解散を命ぜられたときは、前項の届出書に、同項に規定する書類のほか、第27条第2項第1号又は第2号に掲げる書類を添えなければならない。

(一部改正〔平成5年規則39号・10年62号・18年98号・106号・22年22号・28年47号〕)

(財産処分方法の承認報告)

第29条 組合は、法第72条第1項の規定により財産処分方法を定めて総会又は総代会の承認を得たときは、直ちに、次に掲げる書類を添えて、その旨を所管する局長に報告しなければならない。

(1) 財産処分方法書

(2) 財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）

(3) 総会又は総代会の議事録の謄本

(一部改正〔昭和46年規則4号・平成5年39号・10年62号・18年98号〕)

(事業の休止等の届出)

第30条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から2週間以内にその旨を局長等に届け出なければならない。

(1) 事業を休止し、又は再開したとき（事業を休止した場合にあつては、その理由及び再開の見通しを記載すること。）。

(2) 破産手続開始の申立てをしたとき（破産手続開始の申立書の写し及びその申立理

由書を添えること。) 。

(一部改正〔平成10年規則62号・16年110号・18年98号・22年22号〕)

(農事組合法人の代表理事の選任等の届出)

第31条 農事組合法人は、代表理事を選任したとき、又は代表理事が退任したときは、2週間以内に、選任又は退任年月日、当該代表理事の氏名及び住所並びに経歴の概要又は退任の理由を所管する局長に報告しなければならない。

(一部改正〔平成10年規則62号・18年98号〕)

(農事組合法人の事業報告書等の提出)

第32条 農事組合法人は、総会において事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案（非出資農事組合法人にあつては、事業報告書及び財産目録）の承認を受けたときは、その日から2週間以内に当該書類の写しを所管する局長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成10年規則62号・18年98号・19年52号〕)

第33条 削除

(削除〔平成19年規則52号〕)

(書類の提出)

第34条 法及びこの規則（第1条の3、第10条の2及び第10条の3を除く。）により、知事に提出する書類は、所管する局長を経由しなければならない。

2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、直接知事又は局長に提出するものにあつては1通、所管する局長を経由して知事に提出するものにあつては2通とする。

(全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成10年規則62号・14年41号・15年41号・18年98号・19年52号・22年22号〕)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 農業協同組合法施行細則（昭和24年岩手県規則第28号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に、旧規則の規定によって提出された書類でこの規則に相当の規定のあるものは、それぞれこの規則に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和40年6月25日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年1月22日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和37年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条中第8号の8を第8号の9とし、第8号の7を第8号の8とし、第8号の6を第8号の7とし、第8号の5を第8号の6とし、第8号の4を第8号の5とし、第8号の3を第8号の4とし、第8号の2を第8号の3とし、第8号の次に次の1号を加える。

（8の2） 農業協同組合法施行細則（昭和39年岩手県規則第13号）第3条の規定により
共済規程細則の設定、変更及び廃止を承認すること。

附 則（昭和49年2月25日規則第8号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和37年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号の次に次の2号を加える。

（2の2） 農業協同組合法第10条の12第1項及び第3項の規定により宅地等供給事業
実施規程の設定、変更及び廃止を承認すること。

（2の3） 農業協同組合法第10条の13第1項及び第3項の規定により内国為替取引規
程の設定、変更及び廃止を承認すること。

附 則（昭和50年9月12日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日規則第35号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第56号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日規則第40号）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の農業協同組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成5年3月30日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第113号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月31日規則第45号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の様式第1号の2は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用し、施行日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日規則第62号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第78号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第10条の4の規定は、組合の平成10年4月1日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用する。

附 則（平成14年3月29日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第41号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月28日規則第110号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた破産の申立てに係る届出又は報告の義務に関するこの規則による改正前の農業協同組合法施行細則（中略）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にされた破産の宣告に係る届出の義務に関するこの規則による改正前の（中略）農業協同組合法施行細則（中略）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の（中略）農業協同組合法施行細則（中略）に規定する様式によ

る用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年 3 月28日規則第10号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日規則第98号）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。
- 3 改正前規則の様式による用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年 5 月 1 日規則第106号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の農業協同組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年 3 月30日規則第52号）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の農業協同組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成20年 3 月28日規則第47号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申立書について適用し、同日前に提出した請求書等については、なお従前の例による。

附 則（平成20年11月28日規則第84号）

- 1 この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。

- 3 改正前規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成21年12月15日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第22号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の農業協同組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成26年3月28日規則第27号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条の規定によりなおその効力を有することとされる農業協同組合中央会の会員による検査の請求及び議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求については、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則第17条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の農業協同組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月29日規則第25号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の農業協同組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分

の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第1条の3関係）

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

員外貸付限度特例指定申請書

農業協同組合法第10条第18項の規定による指定を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 〔1〕 理由書
- 〔2〕 直近の5事業年度分の業務報告書
- 〔3〕 直近の5事業年度分の勘定科目別に件数及び金額を記載した固定化債権一覧表
- 〔4〕 申請時の機構、職制及び職務権限に関する規程の謄本又は抄本

（A4）

様式第1号の2（第1条の4関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

信用事業規程設定承認申請書

農業協同組合法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて、信用事業規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 信用事業規程の謄本
- (2) 総会若しくは総代会又は創立総会の議事録の謄本又は抄本
- (3) 定款抄本
- (4) 信用事業方法書を定めている組合にあっては、当該信用事業方法書の謄本及び当該信用事業方法書を決議した理事会の議事録の謄本又は抄本
- (5) 内国為替取引の事業を新たに行う組合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 内国為替取引を行う事務所における信用事業に関する事業の分掌、職制及び職務権限を記載した書類
 - イ 直近の貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 内国為替取引に係る手数料の実行予定額を記載した書類
 - エ 内国為替取引を実施することについての岩手県信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫の承諾書（事務所別のもの）
 - オ 岩手県信用農業協同組合連合会による事務補完により内国為替取引を行おうとする組合にあっては、岩手県信用農業協同組合連合会との間の内国為替取引の事務補完に係る契約書の写し

（A4）

様式第1号の3（第1条の4関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

信用事業規程変更承認申請書

農業協同組合法第11条第3項の規定により、関係書類を添えて、信用事業規程の変更の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 変更に係る新旧条文の抄本
- (2) 変更理由書
- (3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- (4) 信用事業方法書を定めている組合にあっては、当該信用事業方法書の謄本及び当該信用事業方法書を決議した理事会の議事録の謄本又は抄本
- (5) 内国為替取引の事業を行っている組合が、当該事業を行う事務所の新設を行う場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 内国為替取引を行う事務所における信用事業に関する事務の分掌、職制及び職務権限を記載した書類
 - イ 内国為替取引に係る手数料の実行予定額を記載した書類
 - ウ 岩手県信用農業協同組合連合会による事務補完により内国為替取引を行おうとする組合にあっては、岩手県信用農業協同組合連合会との間の内国為替取引の事務補完に係る契約書の写し

(A4)

様式第1号の4（第1条の4関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

信用事業規程廃止承認申請書

農業協同組合法第11条第3項の規定により、関係書類を添えて、信用事業規程の廃止の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。ただし、合併により解散する組合が申請する場合にあっては、〔3〕、〔4〕及び〔6〕の添付書類は、添付を要しません。

- 〔1〕 廃止理由書
- 〔2〕 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 〔3〕 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- 〔4〕 直近の合計残高試算表
- 〔5〕 申請時の貸付金及び借入金の処理計画
- 〔6〕 信用事業廃止後の事業計画書

（A4）

様式第1号の5（第1条の4関係）

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

信 用 事 業 規 程 変 更 届

農業協同組合法第11条第4項の規定により、信用事業規程を変更したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 〔1〕 変更に係る新旧条文の抄本
- 〔2〕 変更理由書
- 〔3〕 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

（A4）

様式第1号の6（第1条の4関係）

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

信用事業方法書制定（変更、廃止）届

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項に規定する信用事業方法書を制定（変更、廃止）したので、農業協同組合法施行細則第1条の4第5項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付してください。

〔1〕 制定又は廃止をした場合

ア その全文を記載した書類

イ 理由書

ウ 理事会の議事録の謄本又は抄本

〔2〕 変更した場合

ア 変更に係る新旧条文の抄本

イ 変更理由書

ウ 理事会の議事録の謄本又は抄本

（A4）

様式第1号の7（第1条の5関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

信用供与等限度額超過承認申請書

農業協同組合法第11条の8第1項ただし書の規定により、関係書類を添えて、信用供与等限度額の超過の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 理由書
- (2) 信用の供与等を受ける者の事業概要及び資金計画を記載した書類
- (3) 直近の貸借対照表及び損益計算書

(A4)

様式第1号の8（第1条の5関係）

信用供与等限度額超過内訳表

- 1 同一人の信用供与等限度額_____千円（計算式：自己資本額（_____）千円×
農業協同組合法施行令第10条第8項で定める率（25/100）＝（_____）千円）

- 2 信用供与等限度額を超過する者の内訳

債 務 者 名		既貸付 等の額 A	新 規 貸 付 け 等 の 額					控除額 C	信用供与等額 A + B - C
氏 名 又 は 名 称	職 業		貸付額	手 形 割 引	債 務 保証額	その他	小 計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

備考1 債務者ごとに、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第17条に定める信用供与等の額から控除する額を項目別に記載した一覧表を添付してください。

- 2 新規貸付け等の額の「その他」の欄には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第16条第4項に規定する信用供与等の額を記載してください。

（A4）

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

共 済 規 程 設 定 承 認 申 請 書

農業協同組合法第11条の17第1項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 共済規程の謄本
- 2 総会若しくは総代会又は創立総会の議事録の謄本又は抄本
- 3 定款抄本
- 4 共済事業計画の概要
- 5 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- 6 再共済の引受けに関する基本契約書案

（A4）

様式第2号の2（第2条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

共 済 規 程 変 更 承 認 申 請 書

農業協同組合法第11条の17第3項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の変更の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 変更に係る新旧条文の抄本
- 2 変更理由書
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本（農業協同組合法第44条第5項の規定により定款で総会の決議を要しないものと定められた共済規程の変更に係る申請の場合にあっては、理事会の議事録の謄本又は抄本）

（A4）

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

共 済 規 程 廃 止 承 認 申 請 書

農業協同組合法第11条の17第3項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の廃止の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。ただし、合併により解散する農業協同組合が申請する場合にあっては、3及び4の書類は、添付を要しません。

- 1 廃止理由書
- 2 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 3 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- 4 最近の合計残高試算表
- 5 申請時の共済契約保有高及びその処理計画

（A4）

様式第3号の2（第2条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

共 済 規 程 変 更 届

農業協同組合法第11条の17第4項の規定により、共済規程を変更したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 〔1〕 変更に係る新旧条文の抄本
- 〔2〕 変更理由書
- 〔3〕 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

（A4）

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

信 託 規 程 設 定 承 認 申 請 書

農業協同組合法第11条の42第1項の規定により、関係書類を添えて、信託規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 信託規程の謄本
- 2 総会若しくは総代会又は創立総会の議事録の謄本又は抄本
- 3 定款抄本
- 4 信託事業計画の概要
- 5 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

（A4）

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

信 託 規 程 変 更 承 認 申 請 書

農業協同組合法第11条の42第3項の規定により、関係書類を添えて、信託規程の変更の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 変更に係る新旧条文の抄本
- 2 変更理由書
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 4 前年度の信託事業実績書及び申請時の信託契約保有高
- 5 信託事業計画書

（A4）

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

信託規程変更（廃止）届

農業協同組合法第11条の42第4項の規定により、信託規程を変更（廃止）したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付してください。

1 変更をした場合

- （1） 変更に係る新旧条文の抄本
- （2） 変更理由書
- （3） 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

2 廃止をした場合

- （1） 廃止理由書
- （2） 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

（A4）

様式第7号（第5条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申立者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事
務所の所在地及び名称並び
に代表者の氏名〕

信託法に基づく申立書

農業協同組合法第11条の45の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申し立てます（申請します）。
信託法第 条第 項（同法第 条第 項において準用する場合を含む。） の申立て（請求）

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 申立人が利害関係人であるときは、これを証する書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

（A4）

様式第11号（第8条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

宅地等供給事業実施規程設定承認申請書

農業協同組合法第11条の48第1項の規定により、関係書類を添えて、宅地等供給事業実施規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 宅地等供給事業実施規程の謄本
- 2 総会若しくは総代会又は創立総会の議事録の謄本又は抄本
- 3 定款抄本
- 4 宅地等供給事業計画の概要
- 5 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

（A4）

様式第12号（第8条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

宅地等供給事業実施規程変更承認申請書

農業協同組合法第11条の48第3項の規定により、関係書類を添えて、宅地等供給事業実施規程の変更の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 変更に係る新旧条文の抄本
- 2 変更理由書
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 4 前年度の宅地等供給事業実績書
- 5 宅地等供給事業計画書

（A4）

様式第13号（第8条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届

農業協同組合法第11条の48第4項の規定により、宅地等供給事業実施規程を変更（廃止）したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付してください。

1 変更をした場合

- （1） 変更に係る新旧条文の抄本
- （2） 変更理由書
- （3） 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

2 廃止をした場合

- （1） 廃止理由書
- （2） 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

（A4）

様式第14号（第8条の2関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

農業経営規程設定承認申請書

農業協同組合法第11条の51第1項の規定により、関係書類を添えて、農業経営規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 農業経営規程の謄本
- (2) 総会若しくは総代会又は創立総会の議事録の謄本又は抄本
- (3) 定款抄本
- (4) 農業経営計画の概要
- (5) 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- (6) 常時従事する組合員又は組合員と同一の世帯に属する者が3分の1以上であることを証する書類
- (7) 組合員の総数が、1,200人以下の場合にあっては正組合員の3分の2以上の同意を得たことを証する書類及び正組合員の書面同意書の謄本、1,200人を超える場合にあっては農業協同組合法第11条の50第7項の規定による公告又は通知をしたこと及び同条第8項の規定による反対の意思の通知がなかったことを証する書類

(A4)

様式第15号（第8条の2関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

農業経営規程変更承認申請書

農業協同組合法第11条の51第3項の規定により、関係書類を添えて、農業経営規程の変更の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 〔1〕 変更に係る新旧条文の抄本
- 〔2〕 変更理由書
- 〔3〕 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 〔4〕 農業経営の種類を変更する場合にあっては、農業経営計画の概要

（A4）

様式第16号（第8条の2関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

農業経営規程変更（廃止）届

農業協同組合法第11条の51第4項の規定により、農業経営規程を変更（廃止）したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付してください。

1 変更をした場合

- （1） 変更に係る新旧条文の抄本
- （2） 変更理由書
- （3） 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

2 廃止をした場合

- （1） 廃止理由書
- （2） 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

（A4）

様式第18号（第9条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

組合の住所

組合の名称

組 合 員（利害関係人） 住 所

氏 名

一時理事（監事）の職務を行うべき者選任（役員選挙
（選任）総会招集）請求書

農業協同組合法第40条第1項の規定により、一時理事（監事）の職務を行うべき者の選任（役員を選挙（選任）するための総会招集）を請求します。

- 1 役員の職務を行う者がなくなった年月日及びその理由
- 2 遅滞により損害を生ずるおそれのある事項及びその理由
- 3 請求者と組合との関係（請求者が組合員である場合にあっては、不要）

備考 請求者が多数の場合にあっては、請求者の氏名の下に「ほか 人」と記載し、請求事項を明記して請求者が署名した請求者名簿を添付する方法によることができます。

（A4）

様式第18号の2（第9条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

組合の住所

組合の名称

組 合 員（利害関係人） 住 所

氏 名

一時代表理事の職務を行うべき者選任請求書

農業協同組合法第40条第3項の規定により、一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求します。

- 1 役員の職務を行う者がなくなった年月日及びその理由
- 2 遅滞により損害を生ずるおそれのある事項及びその理由
- 3 請求者と組合との関係（請求者が組合員である場合にあっては、不要）

備考 請求者が多数の場合にあっては、請求者の氏名の下に「ほか 人」と記載し、請求事項を明記して請求者が署名した請求者名簿を添付する方法によることができます。

（A4）

様式第19号（第10条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

定 款 変 更 認 可 申 請 書

農業協同組合法第44条第2項の規定により、関係書類を添えて、定款の変更の認可を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 変更に係る新旧条文の抄本
- 2 変更理由書
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 4 出資1口の金額が減額となる場合にあっては、農業協同組合法第49条第2項の規定による公告に係る計算書類並びに同項又は同条第3項及び同法第50条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類
- 5 出資1口の金額が増額となる場合にあっては、当該増額について、組合員全員の同意を得たことを証する書類
- 6 出資最低持口数が引き上げられることとなる場合にあっては、当該引上げについて、その出資持口数が引上げ後の出資最低持口数に達しない組合員全員の同意を得たことを証する書類
- 7 非出資組合を出資組合に変更する場合にあっては、組合員全員が出資を引き受けることを証する書類
- 8 信用事業の全部の譲渡並びに共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転の場合にあっては、農業協同組合法第50条の2第5項及び第50条の4第4項の規定において準用する同法第49条第2項の規定による公告に係る計算書類並びに同項又は同条第3項及び同法第50条第2項の規定による手続を終了したことを証する書類

（A4）

様式第19号の2（第10条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

定 款 変 更 届

農業協同組合法第44条第4項の規定により、定款を変更したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 〔1〕 変更に係る新旧条文の抄本
- 〔2〕 変更理由書
- 〔3〕 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

（A 4）

様式第19号の3（第10条の2関係）

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

信用事業譲渡認可申請書

農業協同組合法第50条の2第3項の規定により、関係書類を添えて、信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部又は一部の譲渡を決議した総会又は総代会の議事録
- 3 信用事業の全部又は一部の譲渡の契約書
- 4 農業協同組合法第50条の2第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項の規定による公告に係る計算書類
- 5 農業協同組合法第50条の2第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 6 信用事業の一部の譲渡を行った後における組合が子会社等（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年^{大蔵省}_{農林水産省}令第1号）第9条に規定する者をいう。以下同じ。）を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 7 当該信用事業の譲渡により当該組合の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

（A4）

様式第19号の4（第10条の2関係）

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

信用事業譲受け認可申請書

農業協同組合法第50条の2第3項の規定により、関係書類を添えて、信用事業の全部又は一部の譲受けの認可を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部又は一部の譲受けを決議した総会又は総代会の議事録
- 3 信用事業の全部又は一部の譲受けの契約書
- 4 農業協同組合法第50条の2第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項の規定による公告に係る計算書類
- 5 農業協同組合法第50条の2第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 6 信用事業の全部又は一部の譲受け後における当該組合の収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類
- 6の2 信用事業の全部又は一部の譲受け後における当該組合の事業計画書（信用事業の全部又は一部の譲受け後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項及び信用事業の全部又は一部の譲受けの日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）
- 7 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合が当該譲受けにより子会社対象会社（農業協同組合法第11条の64第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第38条第1項第4号に掲げる書類
- 8 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合が子会社等を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 9 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又はその子会社が、当該信用事業の全部又は一部の譲受けにより国内の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 10 その他参考となるべき事項を記載した書類

（A4）

様式第19号の5（第10条の3関係）

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

信 用 事 業 譲 渡 届

信用事業の全部を 農業協同組合に譲渡したので、農業協同組合法第50条の
2第7項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 総会の議事録謄本
- 2 譲渡契約書

（A 4）

様式第19号の6（第10条の4関係）

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

共済事業譲渡（共済契約移転）届

共済事業の全部を 農業協同組合に譲渡（共済契約の全部を 農業協同組合に移転）したので、農業協同組合法第50条の4第5項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 総会の議事録謄本
- 2 譲渡・移転契約書

（A 4）

様式第19号の7（第10条の5関係）

年 月 日

広域振興局長 様
(岩手県知事)

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

業務報告書提出延期承認申請書

農業協同組合法施行細則第10条の5第2項の規定により、業務報告書の提出の延期を申請します。

- 1 提出を延期する理由
- 2 延期後の提出期限 年 月 日

(A4)

様式第20号（第11条関係）

年 月 日

広域振興局長 様
(岩手県知事)

設立する組合の住所
設立する組合の名称
発起人 住 所
氏 名
(発起人全員が連記してください。)

設 立 認 可 申 請 書

農業協同組合法第59条第1項の規定により、関係書類を添えて、設立の認可を申請します。

備考1 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 定款の謄本
- (2) 事業計画書
- (3) 設立経過報告書
- (4) 設立準備会の議事録の謄本
- (5) 創立総会の議事録の謄本
- (6) 役員の氏名、住所、組合員資格の内容及び経歴の概要
- (7) 農業協同組合連合会の設立の場合にあつては、農業協同組合法第44条第1項第7号の規定による手続を終了したことを証する書類

2 1(3)には、次に掲げる事項を記載してください。

- (1) 発起人の氏名又は名称、住所、農民であることを示す主要事項及び経歴の概要
- (2) 設立目論見書及び設立準備会についての公告事項
- (3) 定款作成委員の氏名及び定款作成の経過
- (4) 定款及び創立総会についての公告事項

(A4)

様式第21号（第12条関係）

年 月 日

広域振興局長 様
(岩手県知事)

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

解 散 認 可 申 請 書

農業協同組合法第64条第2項の規定により、関係書類を添えて、解散の認可を申請
します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 解散理由書
- 2 最近の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、最近の財産目録）
- 3 代表清算人の氏名、住所及び経歴の概要

(A 4)

様式第22号（第13条関係）

年 月 日

広域振興局長 様
(岩手県知事)

住 所
名 称
代表者の氏名
住 所
名 称
代表者の氏名

合 併 認 可 申 請 書

農業協同組合法第65条第2項の規定により、 農業協同組合と 農業協同組合との合併の認可を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 理由書
- 2 合併を決議した総会又は総代会の議事録（農業協同組合法第65条の2第1項に該当する場合にあっては、総会又は総代会若しくは理事会（同法第30条の2第1項の規定に基づき経営管理委員を置く組合にあっては、経営管理委員会）の議事録）
- 3 合併契約書
- 4 農業協同組合法第65条第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項の規定による公告に係る計算書類
- 5 農業協同組合法第65条第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 6 総代会で合併を決議した組合にあっては、農業協同組合法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 農業協同組合法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録
- 8 合併後存続する組合の定款、信用事業規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書面、役員の履歴書、事務所の位置、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者の当該組合のために特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面
- 9 合併後存続する組合が当該合併により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第38条第1項第4号に掲げる書類
- 10 合併後存続する組合が子会社等を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 11 合併後存続する組合又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 12 その他参考となるべき事項を記載した書類

(A4)

様式第23号（第13条関係）

年 月 日

広域振興局長 様
(岩手県知事)

新設する組合の住所
新設する組合の名称
設立委員住所
氏名
(設立委員全員が連記してください。)

新 設 合 併 認 可 申 請 書

農業協同組合法第65条第2項の規定により、 農業協同組合と 農業協同組合との合併の認可を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 理由書
- 2 合併を決議した総会又は総代会の議事録
- 3 合併契約書
- 4 農業協同組合法第65条第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項の規定による公告に係る計算書類
- 5 農業協同組合法第65条第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類
- 6 総代会で合併を決議した組合にあっては、農業協同組合法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 農業協同組合法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録
- 8 合併により設立される組合の定款、信用事業規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（農業協同組合連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書面、役員の履歴書、事務所の位置、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者の当該組合のために特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書面
- 9 合併により設立される組合が当該合併により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第38条第1項第4号に掲げる書類
- 10 合併により設立される組合が子会社等を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 11 合併により設立される組合又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 12 その他参考となるべき事項を記載した書類

(A4)

様式第23号の2（第14条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 設立する組合の住所

設立する組合の名称

設立委員住所

氏名

（設立委員全員が連記してください。）

合併に伴う信用事業規程設定承認申請書

農業協同組合法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて、信用事業規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 〔1〕 信用事業規程の謄本
- 〔2〕 総会若しくは総代会又は創立総会の議事録の謄本又は抄本
- 〔3〕 定款抄本
- 〔4〕 合併後の経営計画書
- 〔5〕 信用事業方法書を定めている組合にあつては、当該信用事業方法書の謄本及び議事録の謄本又は抄本
- 〔6〕 内国為替取引の事業を行う場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 内国為替取引を行う事務所における信用事業に関する事務の分掌、職制及び職務権限を記載した書類
 - イ 内国為替取引に係る手数料の実行予定額を記載した書類
 - ウ 内国為替取引を実施することについての岩手県信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫の承諾書（事務所別もの）
 - エ 岩手県信用農業協同組合連合会による事務補完により内国為替取引を行おうとする組合にあつては、岩手県信用農業協同組合連合会との間の内国為替取引の事務補完に係る契約書の写し

（A4）

様式第24号（第14条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

設立する組合の住所

設立する組合の名称

設立委員住所

氏名

（設立委員全員が連記してください。）

合併に伴う共済規程設定承認申請書

農業協同組合法第11条の17第1項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 共済規程の謄本
- 2 定款抄本
- 3 設立委員会の議事録の謄本
- 4 合併する各農業協同組合の共済事業実績書
- 5 合併により設立する農業協同組合の共済事業計画の概要

（A4）

様式第25号（第14条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

設立する組合の住所

設立する組合の名称

設立委員住所

氏名

（設立委員全員が連記してください。）

合併に伴う信託規程設定承認申請書

農業協同組合法第11条の42第1項の規定により、関係書類を添えて、信託規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 信託規程の謄本
- 2 定款抄本
- 3 設立委員会の議事録の謄本又は抄本
- 4 合併する各農業協同組合の信託事業実績書
- 5 合併により設立する農業協同組合の信託事業計画の概要

（A4）

様式第26号（第14条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

設立する組合の住所

設立する組合の名称

設立委員住所

氏名

（設立委員全員が連記してください。）

合併に伴う宅地等供給事業実施規程設定承認申請書

農業協同組合法第11条の48第1項の規定により、関係書類を添えて、宅地等供給事業実施規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 宅地等供給事業実施規程の謄本
- 2 定款抄本
- 3 設立委員会の議事録の謄本又は抄本
- 4 合併する各農業協同組合の宅地等供給事業実績書
- 5 合併により設立する農業協同組合の宅地等供給事業計画の概要

（A4）

様式第27号（第14条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 設立する組合の住所

設立する組合の名称

設立委員住所

氏名

（設立委員全員が連記してください。）

合併に伴う農業経営規程設定承認申請書

農業協同組合法第11条の51第1項の規定により、関係書類を添えて、農業経営規程の承認を申請します。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 〔1〕 農業経営規程の謄本
- 〔2〕 総会若しくは総代会又は創立総会の議事録の謄本又は抄本
- 〔3〕 定款抄本
- 〔4〕 農業経営計画の概要
- 〔5〕 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- 〔6〕 常時従事する組合員又は組合員と同一の世帯に属する者が3分の1以上であることを証する書類
- 〔7〕 組合員の総数が、1,200人以下の場合にあつては正組合員の3分の2以上の同意を得たことを証する書類及び正組合員の書面同意書の謄本、1,200人を超える場合にあつては農業協同組合法第11条の50第7項の規定による公告又は通知をしたこと及び同条第8項の規定による反対の意思の通知がなかったことを証する書類

（A4）

様式第28号（第15条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

農 事 組 合 法 人 定 款 変 更 届

定款を変更したので、農業協同組合法第72条の29第2項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

（なお、この変更に係る登記は、 年 月 日完了しました。）

備考1 次に掲げる書類を添付してください。

- 〔1〕 変更理由書
- 〔2〕 変更した定款の新旧条文の抄本
- 〔3〕 総会の議事録の謄本又は抄本

2 括弧内は、定款の変更が組合等登記令（昭和39年政令第29号）第3条の規定による登記すべき事項に係る場合のみ記載してください。

（A4）

様式第29号（第15条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

農 事 組 合 法 人 成 立 届

農事組合法人を設立したので、農業協同組合法第72条の32第4項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 登記事項証明書
- 2 定款謄本

(A 4)

様式第30号（第15条関係）

農 事 組 合 法 人 調 書

名 称	農事組合法人					
住 所	郵便番号			電話番号 ()		
事業の種類及び内容						
組 合 員	人 数	人				
	戸 数	戸				
常 時 従 事 者 数		人				
員 外 常 時 従 事 者 数		人				
払 込 済 出 資 金		円				
現 物 出 資 の 有 無 及 び 種 類	有 無	有 ・ 無				
	種 類					
農地等の権利取得に関する事項						
給 与	日 給	男	円	給与規程の有無（有の場合は、その名称）		
		女				
	月 給	男				
		女				
農業協同組合等への加入の有無	農 協	有・無（農業協同組合）				
	失 保	有・無				
	労 災	有・無				

備考 1 事業の種類及び内容欄は、田植の共同作業、酪農の協業経営等具体的に記載してください。

2 農地等の権利取得に関する事項欄は、取得した農地等についての所有権又は使用収益権の別並びに当該農地等の地目及び面積を記載してください。

(A 4)

様式第31号（第15条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

農 事 組 合 法 人 解 散 届

農事組合法人を解散したので、農業協同組合法第72条の34第2項の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 解散理由書
- 2 登記事項証明書
- 3 総会の決議による解散にあつては総会議事録の謄本、破産手続開始の決定による解散の場合にあつては破産手続開始決定裁判書の写し
- 4 最近の財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあつては、財産目録）
- 5 清算人の氏名及び住所

（A4）

様式第32号（第15条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

農 事 組 合 法 人 合 併 届

農業協同組合法第72条の35第3項の規定により、農事組合法人を合併したので、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 登記事項証明書
- 2 合併により農事組合法人を設立した場合にあっては、定款の謄本
- 3 総会議事録の謄本又は抄本
- 4 合併後存続する農事組合法人が定款を変更した場合にあっては、変更に係る定款の新旧条文の抄本
- 5 合併契約書

（A4）

様式第33号（第15条の2関係）

年 月 日

広域振興局長 様

届出者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

出資組合（出資農事組合法人）組織変更届

出資組合（出資農事組合法人）を組織変更したので、農業協同組合法第73条の10の規定により、関係書類を添えて、届け出ます。

注 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 組織変更計画書
- 2 登記事項証明書
- 3 総会議事録の謄本

（A4）

様式第34号（第17条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

組 合 の 住 所
組 合 の 名 称
請求組合員代表 住 所
氏 名
(請求同意者 人)

検 査 請 求 書

農業協同組合法第94条第1項の規定に基づき、 農業協同組合の検査を申請します。

- 1 検査を請求する理由及びその事実
- 2 検査の請求に同意した組合員

住 所	資 格	氏 名	印
計 人		うち 正組合員 人 准組合員 人	

- 3 請求日における組合の組合員総数
正組合員 人 准組合員 人 計 人

注 証拠となる書類がある場合にあっては、その原本又は謄本若しくは写しを添付してください。

(A4)

年 月 日

広域振興局長 様
(岩手県知事)

組 合 の 住 所
組 合 の 名 称
請求組合員代表 住 所
氏 名
(請求同意者 人)

決議（選挙、当選）取消請求書

農業協同組合法第96条の規定に基づき、 農業協同組合の決議（選挙又は当選）の取消しを請求します。

- 1 取消しを請求する理由及びその事実
- 2 取消しの請求に同意した組合員

住 所	資 格	氏 名	印
計 人		うち正組合員 人 准組合員 人	

- 3 請求日における組合の組合員総数
正組合員 人 准組合員 人 計 人

注 証拠となる書類がある場合にあっては、その原本又は謄本若しくは写しを添付してください。

(A4)

様式第36号（第19条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

事業計画書提出延期承認申請書

農業協同組合法施行細則第19条第2項の規定により、事業計画書の提出の延期を申請します。

1 提出を延期する理由

2 延期後の提出期限 年 月 日

（A4）

様式第1号（第1条の3関係）

（追加〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成11年規則78号・16年28号・17年10号・18年98号・106号・22年22号・令和4年25号〕）

様式第1号の2（第1条の4関係）

（追加〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成18年規則98号・106号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第1号の3（第1条の4関係）

（追加〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成18年規則98号・106号・19年52号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第1号の4（第1条の4関係）

（追加〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成18年規則98号・106号・22年22号・令和4年25号〕）

様式第1号の5（第1条の4関係）

（追加〔平成19年規則52号〕、一部改正〔平成22年規則22号・令和4年25号〕）

様式第1号の6（第1条の4関係）

（追加〔平成19年規則52号〕、一部改正〔平成22年規則22号・令和4年25号〕）

様式第1号の7（第1条の5関係）

（全部改正〔平成11年規則78号〕、一部改正〔平成17年規則10号・18年98号・106号・19年52号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第1号の8（第1条の5関係）

（全部改正〔平成11年規則78号〕、一部改正〔平成16年規則28号・18年106号・19年52号・28年47号〕）

様式第2号（第2条関係）

（全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成5年規則39号・6年113号・17年10号・18年98号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第2号の2（第2条関係）

（全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・16年28号・17年10号・18年98号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第3号（第2条関係）

（全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成5年規則39号・6年113号・17年10号・18年98号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第3号の2（第2条関係）

（追加〔平成19年規則52号〕、一部改正〔平成22年規則22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第4号（第4条関係）

（全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成5年規則39号・6年113号・17年10号・18年98号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第5号（第4条関係）

（全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・17年10号・18年98号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第6号（第4条関係）

（全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成5年規則39号・6年113号・17年10号・18年98号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第7号（第5条関係）

（全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・17年10号・18年98号・20年47号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第8号から様式第10号まで 削除

（削除〔平成20年規則47号〕）

様式第11号（第8条関係）

（全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成5年規則39号・6年113号・17年10号・18年98号・20年47号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第12号（第8条関係）

（全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・17年10号・18年98号・20年47号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第13号（第8条関係）

（全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成5年規則39号・6年113号・17年10号・18年98号・20年47号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第14号（第8条の2関係）

（全部改正〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成17年規則10号・18年98号・20年47号・21年69号・22年22号・26年27号・28年47号・令和4年25号〕）

様式第15号（第8条の2関係）

（全部改正〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成17年規則10号・18年98号・20

年47号・21年69号・22年22号・26年27号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第16号(第8条の2関係)

(全部改正〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成17年規則10号・18年98号・20年47号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第17号 削除

(削除〔平成15年規則41号〕)

様式第18号(第9条関係)

(全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成5年規則39号・6年113号・17年10号・18年98号・106号・22年22号・令和4年25号〕)

様式第18号の2(第9条関係)

(追加〔平成18年規則106号〕、一部改正〔平成22年規則22号・令和4年25号〕)

様式第19号(第10条関係)

(全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成5年規則39号・6年113号・17年10号・18年98号・106号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第19号の2(第10条関係)

(追加〔平成19年規則52号〕、一部改正〔平成22年規則22号・令和4年25号〕)

様式第19号の3(第10条の2関係)

(追加〔平成14年規則41号〕、一部改正〔平成17年規則10号・18年98号・106号・19年52号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第19号の4(第10条の2関係)

(追加〔平成14年規則41号〕、一部改正〔平成17年規則10号・18年98号・106号・19年52号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第19号の5(第10条の3関係)

(追加〔平成5年規則39号〕、一部改正〔平成6年規則113号・10年62号・14年41号・17年10号・18年98号・106号・19年52号・22年22号・令和4年25号〕)

様式第19号の6(第10条の4関係)

(追加〔平成5年規則39号〕、一部改正〔平成6年規則113号・10年62号・14年41号・17年10号・18年98号・19年52号・22年22号・令和4年25号〕)

様式第19号の7(第10条の5関係)

(追加〔平成19年規則52号〕、一部改正〔平成22年規則22号・令和4年25号〕)

様式第20号(第11条関係)

(全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成5年規則39号・6年113号・18年98号・19年52号・22年22号・令和4年25号〕)

様式第21号(第12条関係)

(全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成5年規則39号・6年113号・14年41号・18年98号・19年52号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第22号(第13条関係)

(全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・14年41号・18年98号・106号・19年52号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第23号(第13条関係)

(全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・14年41号・18年98号・106号・19年52号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第23号の2(第14条関係)

(追加〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成18年規則98号・106号・22年22号・令和4年25号〕)

様式第24号(第14条関係)

(全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・17年10号・18年98号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第25号(第14条関係)

(全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・17年10号・18年98号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第26号(第14条関係)

(全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・17年10号・18年98号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第27号(第14条関係)

(全部改正〔平成6年規則113号〕、一部改正〔平成17年規則10号・18年98号・21年69号・22年22号・26年27号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第28号(第15条関係)

(全部改正〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・18年98号・19年52号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第29号(第15条関係)

(追加〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・18年98号・106号・

19年52号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第30号(第15条関係)

(追加〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号〕)

様式第31号(第15条関係)

(追加〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・16年110号・18年98号・106号・19年52号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第32号(第15条関係)

(追加〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・18年98号・106号・19年52号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第33号(第15条の2関係)

(追加〔平成14年規則41号〕、一部改正〔平成18年規則98号・106号・19年52号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第34号(第17条関係)

(追加〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・14年41号・18年98号・106号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第35号(第17条関係)

(追加〔昭和62年規則40号〕、一部改正〔平成6年規則113号・14年41号・18年98号・22年22号・28年47号・令和4年25号〕)

様式第36号(第19条関係)

(追加〔平成19年規則52号〕、一部改正〔平成22年規則22号・令和4年25号〕)